

# 出張託児委託契約書

委託者 \_\_\_\_\_ と

受託者 ainakid あいなきつず（以下託児所という。）は、児童に関して、次の各条項により  
契約を締結します。

第1条 委託者は託児所に対し、次のイベント及びセミナー時の託児サービスを委託し、託児所はこれを  
受諾します。

フリガナ

団体名（ \_\_\_\_\_ ）

イベント・セミナー名（ \_\_\_\_\_ ）

第2条 委託する日及び時間

委託日： 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

委託時間： \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分 ～ \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分

第3条 託児委託時間は必ず守ってください。

間に合わない場合は、お迎えの30分前には電話にて連絡ください。（災害や交通状態の異常にてお迎えが遅れる場  
合も含む） **連絡先（080-2895-3406 託児専用携帯）**

第4条 保護者はいつでも託児所と相互に連絡が取れる状態にしておいてください。

第5条 託児料は「託児利用料金表」の通りとします。

お預かり時間を過ぎた時点より30分間ごとに延長料金が発生いたしますのでご了承ください。

延長した時間の料金については、基本料金プラス50%が加算されます。

第6条 児童の引き渡し及び引き取りは、原則として保護者本人がこれにあたることにします。

なお、引き渡しや引き取りの際に、身分証等で保護者ご本人か確認させていただく場合がございます。

第7条 契約にあたり、保護者は、「託児所利用規約」の内容を了承したものとします。

第8条 託児所は、託児サービスの提供に伴って、託児所の責めに帰すべき事由により児童の生命、身体、財産に損害  
を及ぼしたときは、託児所が加入する賠償責任保険の範囲内でのみ保護者に対して損害を賠償します。

第9条 この契約に関して疑義が生じたとき、または、この契約に定めない事項については、保護者と託児所が誠意を  
もって協議、解決することとします。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

委託者 住所 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

受託者 施設名 美容室 ALOHA ainakid あいなきつず

所在地 島根県出雲市大津朝倉 1-4-17 ビューティーモールサスケ 1F

TEL・FAX(0853)21-1586

設置者 代表 梶 谷 敦 子